

徳島県告示第四百五十七号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護養型医療施設がその指定を辞退した。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
稲山病院	徳島市南田宮四丁目三番九号	医療法人三輝会	介護養型医療施設	令和元年九月三十日